

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当その日は、
日休日は、
がと日
日たる翌
の翌日)

目 次

◇ 条 例 政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例 (総務課)

務課)

政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例 (県議会総務課)

例 (県議会総務課)

◇ 規 則 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則 (総務課)

◇ 議 会 告 示 鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程 (県議会総務課)

公布された条例等のあらし

◇ 政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例

一 目的 (第一条関係)

この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の規定に基づき、知事の資産等の公開に關し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

二 資産等報告書の作成 (第二条関係)

1 知事は、その任期開始の日において有する次に掲げる資産等について、それぞれに掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、作成しなければならないこととした。

(一) 土地 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合、その旨

(二) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨

(三) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

(四) 預金、貯金及び郵便貯金 預金、貯金及び郵便貯金の額

(五) 金銭信託 金銭信託の元本の額

(六) 有価証券 種類及び種類ごとの額面金額の総額

(七) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品 種類及び数量

(八) ゴルフ場の利用に関する権利 ゴルフ場の名称

(九) 貸付金 貸付金の額

(十) 借入金 借入金の額

2 知事は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった1の(一)から(十)までに掲げる資産等であつて十二月三十一日において有するものについて、それぞれに掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の四月一日から同月三十日までの間に、作成しなければならないこととした。

三 所得等報告書の作成 (第三条関係)
知事は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間に、作成しなければならないこととした。
(一) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額
(1) 総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得の金額
(2) 租税特別措置法の規定により、他の所得と区分して計算された所得の

金額であつて規則で定めるもの

(二) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格

四 関連会社等報告書の作成(第四条関係)

知事は、毎年、四月一日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月二日から同月三十日までの間に、作成しなければならないこととした。

五 資産等報告書の保存及び閲覧(第五条関係)

1 二から四までにより作成された報告書は、知事において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならないこととした。

2 何人も、知事に対し、1により保存されている報告書の閲覧を請求することができるとした。

六 規則への委任(第六条関係)

この条例に定めるもののほか、知事の資産等の公開に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

七 施行期日等

1 この条例は、平成七年十二月三十一日から施行することとした。
2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例

一 目的(第一条関係)

この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の規定に基づき、鳥取県議会の議員(以下「議員」という。)の資産等の公開に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

二 資産等報告書の提出(第二条関係)

1 議員は、その任期開始の日において有する次に掲げる資産等について、それぞれに掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、鳥取県議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならないこととした。

(一) 土地 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合、その旨

(二) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨

(三) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

(四) 預金、貯金及び郵便貯金 預金、貯金及び郵便貯金の額

(五) 金銭信託 金銭信託の元本の額

(六) 有価証券 種類及び種類ごとの額面金額の総額

(七) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品 種類及び数量

(八) ゴルフ場の利用に関する権利 ゴルフ場の名称

(九) 貸付金 貸付金の額

(十) 借入金 借入金の額

2 議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった1の(一)から(十)までに掲げる資産等であつて十二月三十一日において有するものについて、それぞれに掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の四月一日から同月三十日までの間に、議長に提出しなければならないこととした。

三 所得等報告書の提出(第三条関係)
議員は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間に、議長に提出しなければならないこととした。

(一) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額

(1) 総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得の金額

(2) 租税特別措置法の規定により、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて議長が定めるもの

(二) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格

四 関連会社等報告書の提出 (第四条関係)

議員は、毎年、四月一日において報酬を得て会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月二日から同月三十日までの間に、議長に提出しなければならないこととした。

五 資産等報告書の保存及び閲覧 (第五条関係)

1 二から四までにより提出された報告書は、議長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならないこととした。

2 何人も、議長に対し、1により保存されている報告書の閲覧を請求することができるとした。

六 規程への委任 (第六条関係)

この条例に定めるもののほか、議員の資産等の公開に関し必要な事項は、議長が規程で定めることとした。

七 施行期日等

1 この条例は、平成七年十二月三十一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県知事の資産等の公開に関する規則

一 趣旨 (第一条関係)

この規則は、政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例に基づき、知事の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

二 資産等報告書等 (第二条関係)

1 資産等報告書及び資産等補充報告書の記載の対象となる資産等には、外国にある資産等を含むこととした。

2 資産等報告書及び資産等補充報告書の記載の対象となる株券は、資本の額が一億円以上の株式会社の株券、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている株券に限ることとした。

3 資産等報告書及び資産等補充報告書の様式を定めることとした。

三 所得等報告書 (第三条関係)

1 所得等報告書の記載の対象となる所得の金額は、所得税法に規定する各種所得の金額のうち、租税特別措置法の規定により、所得税法の規定にかかわらず他の所得と区分して計算される所得の金額とすることとした。

2 所得等報告書の様式を定めることとした。

3 所得等報告書の作成は、納税申告書の写しを作成することにより行うことができることとした。

四 関連会社等報告書 (第四条関係)

1 関連会社等報告書に係る報酬とは、金銭による給付をいうこととした。

2 関連会社等報告書の様式を定めることとした。

五 期限の特例 (第五条関係)

報告書の作成の期限が県の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなすこととした。

六 報告書の訂正 (第六条関係)

知事が報告書を訂正しようとする場合の手続及び訂正届の様式を定めることとした。

七 報告書の閲覧 (第七条関係)

1 報告書の閲覧は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日からすることができることとした。

2 閲覧しようとする者は、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならないこと

ととした。

3 閲覧は、鳥取県立公文書館でしなければならないこととした。

4 報告書は、3の場所以外に持ち出すことができないこととした。

5 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならないこととした。

6 3から5までに違反し、又はそのおそれのある者に対しては、閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができることとした。

八 雑則（第八条関係）

この規則に定めるもののほか、知事の資産等の公開に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

九 施行期日等

1 この規則は、平成七年十二月三十一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 一 郎 次

鳥取県条例第三十六号

政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成四年法律第百号）第七条の規定に基づき、鳥取県知事（以下「知事」という。）の資産等の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（資産等報告書等の作成）

第二条 知事は、その任期開始の日（再選挙により知事となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十九条の二の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた知事にあつてはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、任期開始の日から起算して百日を経過する日までに、作成しなければならない。

一 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。）所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨

二 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨

三 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

四 預金（当座預金及び普通預金を除く。）、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。） 預金、貯金及び郵便貯金の額

五 金銭信託 金銭信託の元本の額

六 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄、株数及び額面金額の総額）

七 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が百万円を超えるものに限る。）種類及び数量

八 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。） ゴルフ場

の名称

九 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金の額

十 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。) 借入金の額

2 知事は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であつて十二月三十一日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の四月一日から同月三十日までの間に、作成しなければならない。

(所得等報告書の作成)

第三条 知事(前年一年間を通じて知事であつた者(任期満了により知事でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び知事となつたものにあつては、当該知事でない期間を除き前年一年間を通じて知事であつた者)に限る。)は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日まで(当該期間内に任期満了により知事でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び知事となつたものにあつては、同月一日から再び知事となつた日から起算して三十日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が百万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となつた事実)

イ 総所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十二條第二項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第三項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。)

ロ 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の規定により、所得税法第二十二條の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規則で定めるもの

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和二十五年法律第七十三

号)第二十一條の二に規定する贈与税の課税価格をいう。)

(関連会社等報告書の作成)

第四条 知事は、毎年、四月一日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月二日から同月三十日までの間(当該期間内に任期満了により知事でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び知事となつたものにあつては、同月二日から再び知事となつた日から起算して三十日を経過する日までの間)に、作成しなければならない。

(資産等報告書の保存及び閲覧)

第五条 前三條の規定により作成された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、知事において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、知事に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。(規則への委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、知事の資産等の公開に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成七年十二月三十一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において知事である者は、同日において有する第二条第一項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに作成しなければならない。

3 前項の規定により作成された資産等報告書については、第五条の規定を準用する。

政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三十七号

政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成四年法律第百号)第七条の規定に基づき、鳥取県議会の議員(以下「議員」という。)の資産等の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資産等報告書の提出)

第二条 議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。以下同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、鳥取県議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。

- 一 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。)を含む。)所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨
- 二 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨

三 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

四 預金(当座預金及び普通預金を除く。)、貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)、預金、貯金及び郵便貯金の額

五 金銭信託 金銭信託の元本の額

六 有価証券(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。)、種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄、株数及び額面金額の総額)

七 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価額が百万円を超えるものに限る。)

種類及び数量

八 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)、ゴルフ場の名称

九 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)、貸付金の額

十 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)、借入金の額

2 議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であつて十二月三十一日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の四月一日から同月三十日までの間に、議長に提出しなければならない。

(所得等報告書の提出)

第三条 議員(前年一年間を通じて議員であつた者(任期満了又は鳥取県議会(以下「議会」という。))の解散による任期満了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、当該議員でない期間を除き前年一年間を通じて議員であつた者)に限る。)は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月一日から再び議員となった日から起算して三十日を経過する日までの間)

に、議長に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実）

イ 総所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十二條第二項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第三項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第二條第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。）

ロ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定により、所得税法第二十二條の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて議長が定めるもの

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一條の二に規定する贈与税の課税価格をいう。）

（関連会社等報告書の提出）

第四條 議員は、毎年、四月一日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月二日から同月三十日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものにあつては、同月二日から再び議員となつた日から起算して三十日を経過する日までの間）に、議長に提出しなければならない。
（資産等報告書の保存及び閲覧）
第五條 前三條の規定により提出された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、これらを受理した議長において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。（規程への委任）

第六條 この条例に定めるもののほか、議員の資産等の公開に関し必要な事項は、議長が規程で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成七年十二月三十一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日において議員である者は、同日において有する第二條第一項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、議長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出された資産等報告書については、第五條の規定を準用する。

規 則

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四百号

鳥取県知事の資産等の公開に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、政治倫理の確立のための鳥取県知事の資産等の公開に関する条例（平成七年十二月鳥取県条例第三十六号。以下「条例」という。）第六条の規定に基づき、鳥取県知事（以下「知事」という。）の資産等の公開に關し必要な事項を定めるものとする。

（資産等報告書等）

第二条 条例第二条第一項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第二条第一項第六号の株券は、資本の額が一億円以上の株式会社の株券、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている株券に限るものとする。

3 条例第二条第一項の資産等報告書は、様式第一号によるものとする。

4 条例第二条第二項の資産等補充報告書は、様式第二号によるものとする。
（所得等報告書）

第三条 条例第三条第一号口の規則で定める所得の金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十八号）の規定により、所得税法第二十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

2 条例第三条の所得等報告書は、様式第三号によるものとする。

3 条例第三条の規定による所得等報告書の作成は、納税申告書の写しを作成することにより行うことができる。この場合において、同条第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

（関連会社等報告書）

第四条 条例第四条の報酬とは、金銭による給付をいうものとする。

2 条例第四条の関連会社等報告書は、様式第四号によるものとする。

（期限の特例）

第五条 条例第二条第一項の資産等報告書及び同条第二項の資産等補充報告書、条例第

三条の所得等報告書並びに条例第四条の関連会社等報告書（以下「報告書」と総称する。）の作成の期限が鳥取県の休日（平成元年三月鳥取県条例第五号）第一条第一項に規定する県の休日）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

（報告書の訂正）

第六条 報告書を訂正しようとする場合には、知事は、様式第五号による訂正届を作成し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（報告書の閲覧）

第七条 条例第五条第二項の規定による報告書の閲覧（以下単に「閲覧」という。）は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日からすることができる。

2 閲覧をしようとする者は、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。

3 閲覧は、鳥取県立公文書館でなければならない。

4 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

5 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 前三項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（雑則）

第八条 この規則に定めるもののほか、知事の資産等の公開に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成七年十二月三十一日から施行する。

2 条例附則第二項の規定により作成する資産等報告書については、第二条及び第五条から第七条までの規定を準用する。

3 建 物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

注 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入すること。
 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入すること。

4 預金・貯金・郵便貯金

預金の総額 (当座預金及び普通預金を除く。)	円
貯金の総額 (普通貯金を除く。)	円
郵便貯金の総額 (通常郵便貯金を除く。)	円

5 金銭信託

元 本 の 総 額	円
-----------	---

6 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・その他 (株券を除く。)

種 類	額 面 金 額 の 総 額
国 債 証 券	円
地 方 債 証 券	円
社 債 債 券	円
そ の 他	円

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額を記入すること。

(2) 株 券

種 類	銘 柄	株 数	額 面 金 額 の 総 額
株 券		株	円

7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品 (取得価格が100万円を超えるものに限る。)

区 分	種 類	数	量
自 動 車	普通自動車		
	小型自動車		
	軽自動車		
船 舶	その他		
	汽 船		
	帆 船		
	そ の 他		
	飛 行 機		
航 空 機	回転翼航空機		
	滑 空 機		
	そ の 他		
	絵 画		
	彫 刻		
	書		
	陶 器		
美 術 工 芸 品	磁 器		
	漆 器		
	ガラス器		
	刀 剣		
	そ の 他		

注 上記に掲げる種類ごとに数量を記入すること。

8 ゴルフ場の利用に関する権利 (譲渡することができるものに限る。)

ゴ ル フ 場 の 名 称	

9 貸付金 (生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸 付 金 の 総 額	円
-------------	---

10 借入金 (生計を一にする親族からのものを除く。)

借 入 金 の 総 額	円
-------------	---

3 建 物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- 注 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入すること。
 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入すること。
 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金・郵便貯金

預金の総額 (当座預金及び普通預金を除く。)	円
貯金の総額 (普通貯金を除く。)	円
郵便貯金の総額 (通常郵便貯金を除く。)	円

5 金銭信託

元 本 の 総 額	円
-----------	---

6 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・その他 (株券を除く。)

種 類	額 面 金 額 の 総 額
国 債 証 券	円
地 方 債 証 券	円
社 債 証 券	円
そ の 他	円

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額を記入すること。

(2) 株 券

種 類	銘	柄	株 数	額 面 金 額 の 総 額
株 券			株	円

7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品 (取得価格が100万円を超えるものに限る。)

区 分	種 類	数 量
自 動 車	普通自動車	
	小型自動車	
	軽自動車	
	その他	
船 舶	汽 船	
	帆 船	
	その他	
航 空 機	飛 行 機	
	回転翼航空機	
	滑 空 機	
	その他	
	絵 画 刻 彫	
	書	
	陶 器	
美 術 工 芸 品	磁 器	
	漆 器	
	ガラス器	
	刀 剣	
	その他	

注 上記に掲げる種類ごとに数量を記入すること。

8 ゴルフ場の利用に関する権利 (譲渡することができるものに限る。)

ゴ ル フ 場 の 名 称	

9 貸付金 (生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸 付 金 の 総 額	円

10 借入金 (生計を一にする親族からのものを除く。)

借 入 金 の 総 額	円

様式第3号 (第3条関係)

所得等報告書

年 月 日

鳥取県知事

印

1 所得

区分	所得金額 円	基因となった事実
事業所得		
不動産所得		
利子所得		
配当所得		
給与所得		
雑所得		
譲渡所得		
一時所得		
土地等の事業・雑所得		
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
株式等の事業・譲渡・雑所得		
山林所得		

注 「基因となった事実」欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入すること。

2 受贈財産

受贈財産の課税価額 円	円

様式第4号 (第4条関係)

関連会社等報告書

年 月 日

鳥取県知事

印

会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名

注 1 4月1日現在の名称等を記入すること。

2 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

様式第5号 (第6条関係)

訂 正 届

鳥取県知事

年 月 日

⑤

訂正する報告書	訂正箇所

県 議 会 告 示

鳥取県議会告示第四号

鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程を次のように定める。

平成七年十二月二十二日

鳥取県議会議長 井 上 万 吉 男

鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、政治倫理の確立のための鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成七年十二月鳥取県条例第三十七号。以下「条例」という。)第六条の規定に基づき、鳥取県議会の議員(以下「議員」という。)の資産等の公開に關し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等)

第二条 条例第二条第一項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第二条第一項第六号の株券は、資本の額が一億円以上の株式会社株券、証券取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている株券に限るものとする。

3 条例第二条第一項の資産等報告書は、様式第一号によるものとする。

4 条例第二条第二項の資産等補充報告書は、様式第二号によるものとする。

(所得等報告書)

第三条 条例第三条第一号口の鳥取県議会議長が定める所得の金額は、所得税法(昭和

四十年法律第三十三号) 第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額(退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定により、所得税法第二十二号の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

2 条例第三条の所得等報告書は、様式第三号によるものとする。

3 条例第三条の規定による所得等報告書の提出は、納税申告書の写しを作成することにより行うことができる。この場合において、同条第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

第四条 条例第四条の報酬とは、金銭による給付をいう。

2 条例第四条の関連会社等報告書は、様式第四号によるものとする。

(期限の特例)

第五条 条例第二条第一項の資産等報告書及び同条第二項の資産等補充報告書、条例第三条の所得等報告書並びに条例第四条の関連会社等報告書(以下「報告書」という。)の提出の期限が鳥取県の休日(平成元年三月鳥取県条例第五号) 第一条第一項に規定する県の休日)に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(報告書の訂正)

第六条 報告書を訂正しようとする場合には、議員は、鳥取県議会議長(以下「議長」という。)に様式第五号による訂正届を提出し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告書の閲覧)

第七条 条例第五条第二項の規定による報告書の閲覧(以下「閲覧」という。)は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日からすることができる。

2 閲覧をしようとする者は、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。

3 閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

4 報告書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

5 報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

6 前三項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(雑則)

第八条 この規程に定めるもののほか、議員の資産等の公開に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成七年十二月三十一日から施行する。

2 条例附則第二項の規定により提出する資産等報告書については、第二条及び第五条から第七条までの規定を準用する。

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

資 産 等 報 告 書

鳥取県議会議長 殿

鳥取県議会議員

⑩

1 土 地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- 注 1 信託している土地 (自己が帰属権利者であるものに限る。) も記入すること。
 2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入すること。
 3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入すること。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面 積	摘 要
	m ²	

- 注 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入すること。
 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入すること。

7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品 (取得価格が100万円を超えるものに限る。)

区 分	種 類	数	量
自 動 車	普通自動車		
	小型自動車		
	軽自動車		
船 舶	その他の		
	汽 船		
	帆 船		
	そ の 他		
	飛 行 機		
航 空 機	回転翼航空機		
	滑 空 機		
	そ の 他		
	絵 画		
	彫 刻		
	書		
	陶 器		
	磁 器		
	漆 器		
	ガラス器		
刀 剣			
そ の 他			

注 上記に掲げる種類ごとに数量を記入すること。

8 ゴルフ場の利用に関する権利 (譲渡することができるものに限る。)

ゴ ル フ 場 の 名 称	

9 貸付金 (生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸 付 金 の 総 額	円
-------------	---

10 借入金 (生計を一にする親族からのものを除く。)

借 入 金 の 総 額	円
-------------	---

3 建 物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
	m ²	円	

- 注 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入すること。
 2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入すること。
 3 買換えにより取得した場合は、摘要欄にその旨を記入することができる。

4 預金・貯金・郵便貯金

預金の総額 (当座預金及び普通預金を除く。)	円
貯金の総額 (普通貯金を除く。)	円
郵便貯金の総額 (通常郵便貯金を除く。)	円

5 金銭信託

元 本 の 総 額	円
-----------	---

6 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・その他 (株券を除く。)

種 類	額 面 金 額 の 総 額
国 債 証 券	円
地 方 債 証 券	円
社 債 証 券	円
そ の 他	円

注 上記に掲げる種類ごとに額面金額の総額を記入すること。

(2) 株 券

種 類	銘	柄	株 数	額 面 金 額 の 総 額
株 券			株	円

7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品 (取得価格が100万円を超えるものに限る。)

区 分	種 類	数 量
自 動 車	普通自動車	
	小型自動車	
	軽自動車	
船 舶	その他の	
	汽 船	
	帆 船	
	そ の 他	
	飛 行 機	
	回 転 翼 航 空 機	
航 空 機	滑 空 機	
	そ の 他	
	絵 画	
	彫 刻	
	書	
	陶 器	
	磁 器	
	漆 器	
	ガ ラ ス 器	
	刀 剣	
そ の 他		

注 上記に掲げる種類ごとに数量を記入すること。

8 ギョウ場場の利用に関する権利 (譲渡することができるものに限る。)

ギョウ場場の名称

9 貸付金 (生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸 付 金 の 総 額	円
-------------	---

10 借入金 (生計を一にする親族からのものを除く。)

借 入 金 の 総 額	円
-------------	---

所 得 等 報 告 書

年 月 日

鳥取県議会議長 殿

鳥取県議員

⑩

1 所 得

区 分	所得金額 円	基因となった事実
事 業 所 得		
不 動 産 所 得		
利 子 所 得		
配 当 所 得		
給 与 所 得		
雑 所 得		
譲 渡 所 得		
一 時 所 得		
分 離 課 税		
土地等の事業・雑所得		
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
株式等の事業・譲渡・雑所得		
山 林 所 得		

注 「基因となった事実」欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入すること。

2 受贈財産

受 贈 財 産 の 課 税 価 額	円

様式第4号 (第4条関係)

年 月 日

関 連 会 社 等 報 告 書

鳥取県議会議長 殿

鳥取県議員

⑪

会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名

注 1 4月1日現在の名称等を記入すること。

2 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

様式第5号 (第6条関係)

年 月 日

訂 正 届

鳥取県議会議長 殿

鳥取県議会議員

⑩

訂正する報告書	訂 正 箇 所